

令和 5 年官民人事交流の概要（案）

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 23 条第 2 項の規定により、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次の事項を報告しなければならないとされている。

- 令和 5 年中に交流派遣職員であった者の状況
 - 〔 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る書類の提出の時に占めていた官職 〕
- 令和 3 年から令和 5 年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員の状況
 - 〔 3 年前の年の 1 月 1 日から前年の 12 月 31 日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位 〕
- 令和 5 年中に交流採用職員であった者の状況
 - 〔 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（雇用継続型の場合、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。） 〕

1 令和 5 年における交流派遣及び交流採用の概要

(1) 全体の状況

国の機関から民間企業への交流派遣者数

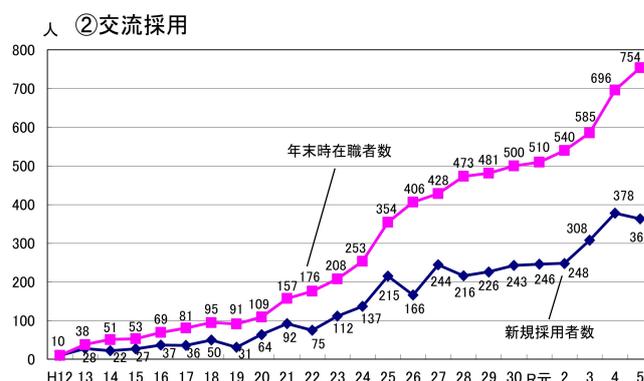
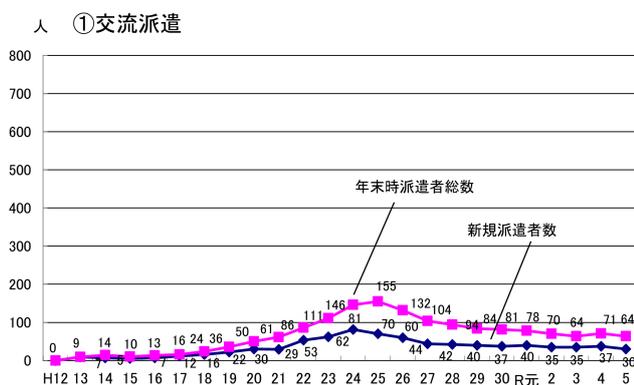
新規派遣者数 : 15 府省 30 人 前年比 7 人減（前年：13 府省等 37 人）

年末時派遣者総数：17 府省等 64 人 前年比 7 人減（前年：17 府省等 71 人）

民間企業から国の機関への交流採用者数

新規採用者数 : 25 府省 363 人 前年比 15 人減（前年：23 府省 378 人）

年末時在職者総数：29 府省 754 人 前年比 58 人増（前年：29 府省 696 人）



なお、本制度が施行（平成 12 年 3 月 21 日）されてから令和 5 年 12 月 31 日までに実施した官民人事交流の累積数は、交流派遣が 803 人、交流採用が 3,615 人である。

(2) 府省別状況

ア 令和5年における新規交流者数

(ア) 交流派遣

新規交流派遣者数が多い府省は、金融庁（4人）、厚生労働省（4人）、環境省（4人）である。

(イ) 交流採用

新規交流採用者数が多い府省は、国土交通省（90人）、経済産業省（66人）、厚生労働省（43人）である。

また、経済産業省（前年比19人増加）や金融庁（同13人増加）で交流採用者数が大きく増加した。一方、デジタル庁（前年比16人減少）や環境省（同23人減少）においては交流採用者数が大きく減少したが、その要因としては脱炭素施策の推進やデジタル関連の体制整備等による定員増に対して、これまでに新規採用や交流採用等で一定程度の補充ができたことから、令和5年においては交流採用者数が減少したものと推測される。

イ 令和5年末時点での交流派遣者の総数及び交流採用の在職者総数

令和5年末時点で交流派遣中である者は、経済産業省（10人）、厚生労働省（9人）、国土交通省（8人）の順で、交流採用中である者は、国土交通省（191人）、経済産業省（110人）、厚生労働省（97人）の順で多くなっている。

第1表 府省等別状況

①交流派遣

(単位：人)

府省	新規派遣者数			派遣者総数	
	令和4	令和5	累計	令和4	令和5
会計検査院		1	10	3	1
人事院		1	2		1
内閣官房			3		
内閣府	1	1	16	2	2
宮内庁			-		
公正取引委員会			1		
警察庁	1	1	5	2	3
金融庁	2	4	63	8	7
消費者庁			-		
こども家庭庁			-		
デジタル庁			-		
総務省	3	1	90	6	3
法務省			3		
外務省			4		
財務省	1	1	21	1	2
国税庁			-		
文部科学省	1		17	2	1
スポーツ庁			-		
文化庁			-		
厚生労働省	5	4	81	6	9
農林水産省	4	2	60	4	4
林野庁		2	23	2	2
水産庁			1		
経済産業省	8	3	149	12	10
資源エネルギー庁			1		
特許庁	3	1	18	3	4
中小企業庁			1		
国土交通省	5	3	203	12	8
観光庁			3		
気象庁			1	1	
運輸安全委員会			-		
海上保安庁		1	2	1	1
環境省	1	4	22	4	5
原子力規制庁			1		
(独)製品評価技術基盤機構	2		2	2	1
計	37	30	803	71	64

②交流採用

(単位：人)

府省	新規採用者数			在職者総数	
	令和4	令和5	累計	令和4	令和5
会計検査院	2		6	3	3
人事院		1	1		1
内閣官房	1	1	3	1	2
内閣府	5	11	68	16	19
宮内庁	1	2	4	1	3
公正取引委員会	1		8	1	1
警察庁	3	3	19	5	6
金融庁	7	20	149	27	28
消費者庁		10	28	4	10
こども家庭庁			-		1
デジタル庁	24	8	33	25	30
総務省	17	19	185	32	34
法務省			1		
外務省	30	20	246	52	51
財務省	12	16	192	21	30
国税庁			1		
文部科学省	4	7	36	9	12
スポーツ庁	7	4	48	11	11
文化庁	2	1	10	7	4
厚生労働省	52	43	340	87	97
農林水産省	7	8	132	19	18
林野庁		1	9	1	1
水産庁		2	9	2	2
経済産業省	47	66	645	94	110
資源エネルギー庁	7	7	73	9	14
特許庁		3	19	4	3
中小企業庁	6	1	35	7	7
国土交通省	101	90	1,031	193	191
観光庁	1	2	61	4	4
気象庁			1	1	
運輸安全委員会	1		2	1	1
海上保安庁			5		
環境省	40	17	165	57	60
原子力規制庁			9	2	
(独)製品評価技術基盤機構			-		
(小計)	378	363	3,574	696	754
日本郵政公社			41		
計	378	363	3,615	696	754

(注1) 「累計」は、制度の施行(平成12年3月21日)から令和5年12月31日までの間に交流派遣又は交流採用された者の累積数。

(注2) 「派遣者総数」及び「在職者総数」は、各年12月31日現在。

(3) 業種別状況

令和5年における新規交流実施企業を業種別に見ると、交流派遣者数は「金融業、保険業」、「サービス業」、「製造業」の順に、交流採用者数は「金融業、保険業」、「製造業」、「サービス業」の順に多くなっている。

交流派遣者数と交流採用者数の合計では「金融業、保険業」が最も多く、次いで「製造業」、「サービス業」の順になっており、この3業種で全体の約65.4%を占めている。

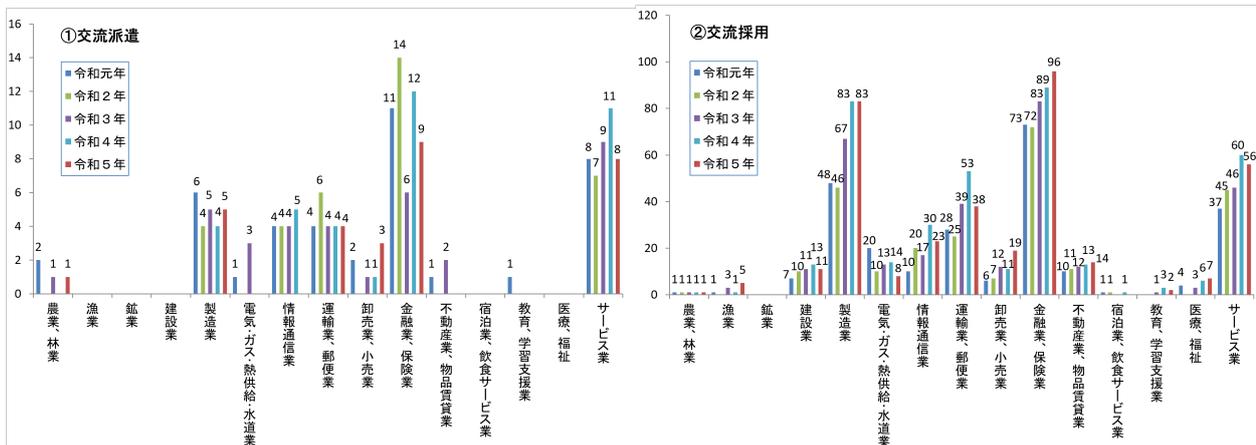
「運輸業、郵便業」や「情報通信業」については昨年と比較して交流採用者数が減少しているが、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の5類感染症に位置付けられ企業活動が活発化したことに伴う人員不足や、上述1(2)のとおりデジタル庁の採用者数減少等が影響しているものと推測される。

第2表 業種別状況

(単位：人)

業種	交流派遣	交流採用	計
金融業、保険業	9 (12)	96 (89)	105 (101)
製造業	5 (4)	83 (83)	88 (87)
サービス業	8 (11)	56 (60)	64 (71)
運輸業、郵便業	4 (4)	38 (53)	42 (57)
情報通信業	— (5)	23 (30)	23 (35)
卸売業、小売業	3 (1)	19 (11)	22 (12)
不動産業、物品賃貸業	— (—)	14 (13)	14 (13)
建設業	— (—)	11 (13)	11 (13)
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	8 (14)	8 (14)
医療、福祉	— (—)	7 (6)	7 (6)
漁業	— (—)	5 (1)	5 (1)
農業、林業	1 (—)	1 (1)	2 (1)
教育、学習支援業	— (—)	2 (3)	2 (3)
宿泊業、飲食サービス業	— (—)	— (1)	— (1)
計	30 (37)	363 (378)	393 (415)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。



(4) 期間別・任期別状況

令和5年における新規交流派遣者の当初予定の期間及び新規交流採用者の当初予定の任期は、双方とも2年とするものが最も多く、交流派遣については70.0%、交流採用については約83.7%となっている。

第3表 期間別・任期別状況

(単位：人)

期間・任期	交流派遣	交流採用
1年未満	－ (ー)	4 (6)
1年	2 (3)	23 (20)
1年超～2年未満	6 (2)	19 (35)
2年	21 (31)	304 (304)
2年超～3年未満	－ (1)	8 (9)
3年	1 (ー)	5 (4)
計	30 (37)	363 (378)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

(5) 年齢別状況

令和5年における新規交流派遣者及び新規交流採用者の交流開始時の年齢は、交流派遣者は30歳台及び40歳台が中心で約76.7%、交流採用者は30歳台を中心に20歳台も多くなっている。

交流派遣者は、前年と比べ、20歳台が増加(前年比5人増加)、30歳台、40歳台及び50歳台が減少(30歳台：同5人減少、40歳台：同5人減少、50歳台：同2人減少)し、平均年齢は37.1歳(前年は39.2歳)となっている。

交流採用者は、前年と比べ、20歳台及び30歳台が増加(20歳台：前年比2人増加、30歳台：同5人増加)、40歳台及び50歳台が減少(40歳台：同18人減少、50歳台：同4人減少)し、平均年齢は35.4歳(前年は35.9歳)となっている。

第4表 年齢別状況

(単位：人)

年齢階層	交流派遣	交流採用
20歳台	7 (2)	90 (88)
30歳台	13 (18)	188 (183)
40歳台	10 (15)	60 (78)
50歳以上	－ (2)	25 (29)
計	30 (37)	363 (378)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

(6) 役職別状況

令和5年における新規交流派遣は、係長級が15人で最も多く、次いで係員級が6人となっており、新規交流採用は、係長級が191人で最も多く、次いで課長補佐級が85人となっている。

なお、令和4年に引き続き、令和5年も指定職職員の交流はなかった。

第5表-① 役職別状況（交流派遣）

(単位：人)

役職段階	新規交流派遣者	年末時交流派遣者
課長級(行(→)9・10級)	－ (1)	1 (1)
準課長級(行(→)7・8級)	4 (6)	9 (11)
課長補佐級(行(→)5・6級)	5 (13)	18 (19)
係長級(行(→)3・4級)	15 (15)	28 (30)
係員級(行(→)1・2級)	6 (2)	8 (10)
計	30 (37)	64 (71)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

第5表-② 役職別状況（交流採用）

(単位：人)

役職段階	新規交流採用者	年末時交流採用在職者
課長級(行(→)9・10級)	－ (ー)	－ (ー)
準課長級(行(→)7・8級)	8 (4)	13 (11)
課長補佐級(行(→)5・6級)	85 (89)	186 (170)
係長級(行(→)3・4級)	191 (211)	415 (384)
係員級(行(→)1・2級)	79 (74)	140 (131)
計	363 (378)	754 (696)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

(7) 本省・地方支分部局別の状況

令和5年における本省・地方支分部局別の新規交流は、交流派遣が本省で24人、地方支分部局で6人(20.0%)となっており、交流採用が本省で322人、地方支分部局で41人(約11.3%)となっている。

第6表 本省・地方支分部局別状況

○ 交流派遣 (単位：人)

総数	本省	地方支分部局
30 (37)	24 (30)	6 (7)

○ 交流採用 (単位：人)

総数	本省	地方支分部局
363 (378)	322 (319)	41 (59)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

(8) 男女別の状況

令和5年における男女別の新規交流は、交流派遣が男性で23人、女性で7人（約23.3%）となっており、交流採用が男性で307人、女性で56人（約15.4%）となっている。

女性の占める割合は、前年と比べ、交流派遣は増加（前年約21.6%）したが、交流採用は減少（同約19.0%）した。

第7表 男女別状況

○ 交流派遣 (単位：人)

総数	男性	女性
30 (37)	23 (29)	7 (8)

○ 交流採用 (単位：人)

総数	男性	女性
363 (378)	307 (306)	56 (72)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

(9) 退職型・雇用継続型別の交流採用の状況

令和5年における新規交流採用者のうち、退職型により交流採用された者は6人、雇用継続型により交流採用された者は357人となっている。

第8表 退職型・雇用継続型別状況

(単位：人)

総数	退職型	雇用継続型
363 (378)	6 (9)	357 (369)

(注) 令和5年の実績。()内は、令和4年の数値。

2 令和5年中に交流派遣職員・交流採用職員であった者の状況

令和5年中に交流派遣職員であった者は99人、交流採用職員であった者は1,049人となっている。

第9表 令和5年中の交流派遣職員・交流採用職員の交流年別状況

(単位：人)

	計	交流開始年				
		令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
交流派遣職員	99	30	35	31	2	1
交流採用職員	1,049	363	376	268	36	6

3 令和3年から令和5年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員の状況

令和3年から令和5年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員の内訳は、令和3年に復帰した職員が41人、令和4年に復帰した職員が30人、令和5年に復帰した職員が37人であり、合計で108人となっている。

4 官民人事交流推進のための取組等

令和5年度は、官民人事交流の円滑な推進のため以下の施策を行っている。

(1) 民間企業に対する説明会

例年、経済団体等の協力を得て、内閣官房内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同して企業説明会を開催し、人事院からの制度全般についての説明、交流体験者の経験談発表、各府省人事担当者と参加企業間での意見交換を行っている。

令和5年度は、昨年度に引き続き、東京都において実地で説明会を実施するとともに、インターネットを利用した動画配信により実施した。また、今年度初めて、オンラインによる各府省人事担当者と参加企業の人事担当者間での意見交換を行った。

【実地開催】

東京都 参加状況：34法人・39人(昨年度は26法人・29人)

【動画配信】

視聴申込み状況：71法人・82人(昨年度は88法人・101人)

【オンラインによる意見交換会】

参加状況：3法人、延べ4府省

(2) パンフレット「官民人事交流－制度のあらましと体験談－」作成配布

内閣官房内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同してパンフレットを作成し、企業説明会の案内状に同封して約3,500法人等に送付するなどの方法により配布した。

(3) 官民の人事交流経験者及び人事担当者等に対するアンケートの実施

官民の人事交流経験者及び人事担当者に対するアンケートを昨年11月から12月まで実施した。その結果については資料4のとおりとなっている。

(4) 有識者及び官民の人事交流経験者等に対するインタビューの実施

官民人事交流を通じて得られる効果や魅力等を発信するため、「越境学習」に造詣が深い石山恒貴教授（法政大学大学院）及び小山健太准教授（東京経済大学）のほか、官民の人事交流経験者等に対するインタビューを実施し、人事院ホームページに掲載した。

(5) 民間情報発信サイトへのバナー広告及びメールマガジン配信

多くの民間企業の経営者や人事担当者が正会員となっている民間情報発信サイト「日本の人事部」に、官民人事交流のバナー広告をするとともに、上述(4)が人事院ホームページに掲載されたことを広く周知するため、同サイトの公式メールマガジンで情報を発信した。

■ 「日本の人事部」 バナー広告（イメージ）



■ 「日本の人事部」 メールマガジン（イメージ）



【人事院×石山恒貴教授・小山健太准教授】“越境学習”に着目したインタビュー記事を掲載！ ←

以 上